

24 契第 2751 号
平成 25 年 3 月 25 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

会津若松市における技術者の配置に係る取扱いについて

会津若松市における主任技術者の配置につきまして、今回下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

主任技術者の兼務の取扱いについて

建設業法施行令第 27 条第 2 項における「近接した場所」の取扱いについて、当面の間、近接要件の取扱いについて、次のとおり一部を追加します。

【平成 24 年 7 月 1 日～】

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、当面の間、次のア、イ全てに該当し、近接の取扱いをすることとした場合には、一人の主任技術者がこれらを管理することができるものとした。

ただし、一人の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とします。

ア 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。

イ 工事現場の相互間の距離が 5 km 程度以内であること。

※平成 24 年 6 月 29 日通知「会津若松市における技術者の配置に係る取扱いについて」より

【平成 25 年 4 月 1 日～】

上記アの取扱いについて、一部を追加します。

ア 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事 **又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。**

※施工にあたり相互に調整を要する工事（工程調整や安全確保のための調整を要する工事等）の事例

・ 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する。

・ 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する。等